

改正

平成27年 3 月31日 告示第58号

平成30年 2 月28日 告示第23号

平成31年 3 月29日 告示第55号

令和 2 年 1 月13日 告示第 1 号

令和 6 年 3 月25日 告示第21号

印西市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、本市における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現に必要な事項を協議するため、印西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (4) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 交通会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は利用者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表
- (5) 市長又はその指名する者
- (6) 千葉県職員
- (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 千葉県印西警察署長又はその指名する者
- (9) 鉄道事業者
- (10) 道路管理者又はその指名する者
- (11) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者の組織する団体

(12) 地域公共交通にかかる学識経験を有する者

(13) その他市長が交通会議の運営上必要と認めた者

(会長)

第4条 会長は、前条第2項に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第5条 副会長は、第3条第2項に規定する委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

4 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに代理人の出席に関する届出を行うことにより、当該代理人を交通会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ、交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画財政部交通政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年8月1日から施行する。
(印西市地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 印西市地域公共交通会議設置要綱(平成19年告示第46号)は、廃止する。

附 則 (平成27年3月31日告示第58号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日告示第23号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月13日告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日告示第21号)

この告示は、公示の日から施行する。